

◎ 一時転用であることの証明書の記入方法

◆ 一時転用する農地等の所在、地番、面積及び利用者の氏名を記入すること。

◆ 農地等を一時転用する者の住所、氏名及び転用期間を記入すること(なお、この期間は3年以内であることが必要)。

◆ 受給権者が経営移譲の相手方から返還を受けて一時貸付をした場合は、受給権者の氏名を記入すること。

また、経営移譲の相手方が受給権者に当該特定処分対象農地等を返還せずに、一時貸付をした場合は、起業者の氏名及び問合せ先を記入すること。

◆ 一時転用する特定処分対象農地等の用途を記入し、イ～ハの該当する事由を○で囲むこと。
イ 次の施設の設置に欠くことのできない通路、土石の捨場、材料置場、職員の詰所又は宿舍とする場合

①農業用施設、②農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設、③農家生活の改善に資する施設、④主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、⑤就業機会の増大に寄与する施設、⑥主務大臣が定める事業のために欠くことのできない施設等

ロ 砂利採取として一時転用が行われる場合(「砂利採取法第16条の規定による認可」を受けた砂利採取業者により当該認可に係る採取計画に従って行われる採取に限る。)

ハ 試験研究、発掘調査その他特別の目的に供される場合

(給付-18)

一時転用であることの証明書

1 一時転用する物件等の表示

所 在	地 番	面 積	転用許可前の特定処分対象農地等又は特定農業用施設の利用者の氏名
		㎡	
		㎡	
		㎡	
		㎡	

2 一時転用する者の住所・氏名及び転用期間

住 所 _____

氏 名 _____

期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 _____

3 農地等の返還若しくは移転又は設定をした日から3年以内(注1)に、返還若しくは移転又は設定をした農地等のすべてについて、譲受後継者又は第一種特定譲受者(同相当者を含む。)(注2)に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行うことを確約します。

(注1) 平成11年11月30日以前に返還若しくは移転又は設定の場合は、従前の「1年以内」となる。

(注2) 平成13年12月31日以前の経営移譲年金受給権者の場合は、特定譲受者相当者という。

受給権者又は
起業者の氏名 _____

問合せ先
担当部署:
担当者名:
電 話: _____

※経営移譲の相手方が受給権者に当該特定処分対象農地等を返還せずに、一時貸付をした場合は、起業者の氏名及び問合せ先を記入すること。

4 旧農業者年金基金法施行規則第35条の3第11号イ、ロ、ハに該当する事由

(1) 用 途 : _____

(2) 事 由 : (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) (該当するものに○印)

一時転用は、上記のとおり相違ないことを証明(確認)する。

令和 年 月 日 _____

_____ 農業委員会
会 長

◆ 必ず年月日を記入すること。